

秋田県都市計画公園・緑地の見直し ガイドライン（案）

平成28年2月

秋田県建設部都市計画課

目 次

(1) 背景・目的	1
(2) 他県等の取組状況	1
1) 都市計画公園・緑地の見直しガイドライン等の策定状況（公表済）	1
2) 都市計画公園・緑地の見直し状況（直近10年間）	1
(3) 本県における都市計画公園・緑地の現状	2
1) 本県における都市計画公園・緑地の整備状況	2
2) 未着手となっている都市計画公園・緑地の状況（都市計画決定年代別）	4
3) 未着手となっている都市計画公園・緑地の状況（種別・規模別）	4
4) まとめ	5
(4) 長期未着手の原因と課題	6
1) 長期未着手となっている原因と課題	6
2) 長期未着手となっている原因と課題の整理（規模別）	7
3) まとめ	7
(5) 見直しに関する基本方針	8
1) 見直し対象区域の選定	8
(6) 公園・緑地区域の見直し評価方法	8
1) 見直し評価における基本的視点	8
2) 見直し検討フロー	9
3) 見直し対象公園等の評価	11
(7) 本ガイドラインの運用について	15
1) 見直しに係る留意点	15
2) 内容の充実	15
(8) 参考	15
1) 検討経緯	15
2) 評価カルテ	16

(1) 背景・目的

本県では、「都市計画運用指針」を踏まえ、これまで都市計画道路の見直しガイドライン（案）や土地区画整理事業見直しガイドライン（案）を策定しており、その活用により、各市町において順次計画の見直しを実施している。

今般、全国都市計画主管課長会議において、新たに都市計画公園・緑地の計画見直しに係るガイドライン等の策定状況が紹介されるなど、全国的にも長期未着手の公園・緑地について、計画の見直しに向けた取組が進展している。

このような状況を踏まえ、県内で都市計画決定されている公園・緑地を対象として、県及び市町が適時適切な都市計画の見直しに取り組むための一助となるよう、その見直しの評価方法や手順などの基本的な考え方を示した「都市計画公園・緑地の見直しガイドライン（案）」を策定するものである。

(2) 他県等の取組状況

1) 都市計画公園・緑地の見直しガイドライン等の策定状況（公表済）

（平成26年4月1日現在）

自治体名	ガイドライン等の名称	策定年月
東京都	都市計画公園・緑地の整備方針	H18.3
神奈川県	都市計画公園・緑地の見直しについて	H26.6
兵庫県	都市計画公園・緑地（市町決定）の検証に関する基本的な考え方	H25.8
大阪府	都市計画公園・緑地（市町村公園）見直しの基本的な考え方	H25.6
大分県	都市施設の整備・見直し方針（公園）	H17.4
川崎市	長期未整備公園緑地の対応方針（案）	H22.10
静岡市	静岡市都市計画公園見直しガイドライン（案）	H25.10
名古屋市	長期未整備公園緑地の都市計画の見直しの方針と整備プログラム	H20.3
京都市	公園・緑地及び土地区画整理事業の都市計画の見直し指針	H24.12

2) 都市計画公園・緑地の見直し状況（直近10年間）

「資料：国土交通省調査（都市計画公園等の見直し等状況調査：H25.3.31現在）」

①見直し実施自治体（全国）

見直し実施自治体数	区域廃止実施自治体	区域廃止箇所数	区域廃止面積
73市区町	18市区町	70箇所	585ha

②見直し後に区域廃止等を行った自治体（代表事例）

都道府県名	市区町村名	計画変更時期	全て区域廃止（箇所数、面積）		区域変更（箇所数、縮小面積）	
大分県	別府市	H23.9	4箇所	98ha	19箇所	39ha
大分県	中津市	H23.3	8箇所	41ha	2箇所	4ha
兵庫県	小野市	H20.7	9箇所	19ha	1箇所	1ha
新潟県	柏崎市	H24.9	5箇所	47ha	4箇所	1ha

(3) 本県における都市計画公園・緑地の現状

1) 本県における都市計画公園・緑地の整備状況

県内では、557箇所、面積約4,350haの公園・緑地を都市計画決定している。

整備状況は、整備済み面積が約1,470haであり、決定面積の約34%である。

一方で、未着手となっている都市計画公園・緑地の面積は約2,250haであり、決定面積の約51%を占めている。

都市別にみた公園整備水準では、概ねの都市においては住民一人当たりの敷地面積の目標10m²以上を満足している。

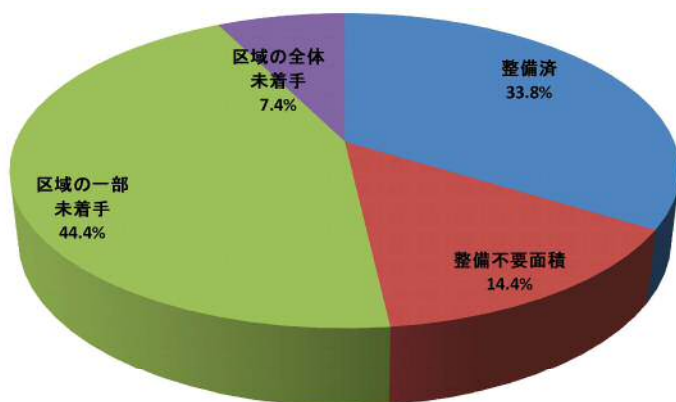
表－1 県内における都市計画公園・緑地の整備状況 (平成26年4月1日現在)

都市計画 区域数	市町数	箇所数	都市計画 決定面積 (ha)	決定面積の内訳			
				整備済 (ha)	整備不要面積 (ha)	未着手 (ha)	
						区域の一部未着手	区域の全体未着手
18	18	557	4,352.85 100%	1,471.49 33.8%	628.07 14.4%	1,933.44 44.4%	319.85 7.4%

※1 整備済とは、一般の用に供されている都市計画公園・緑地面積

※2 整備不要とは、保安林、河川区域等を有し整備を要しない都市計画公園・緑地面積

※3 未着手とは、整備済、整備不要以外の都市計画公園・緑地面積



図－1 面積の内訳

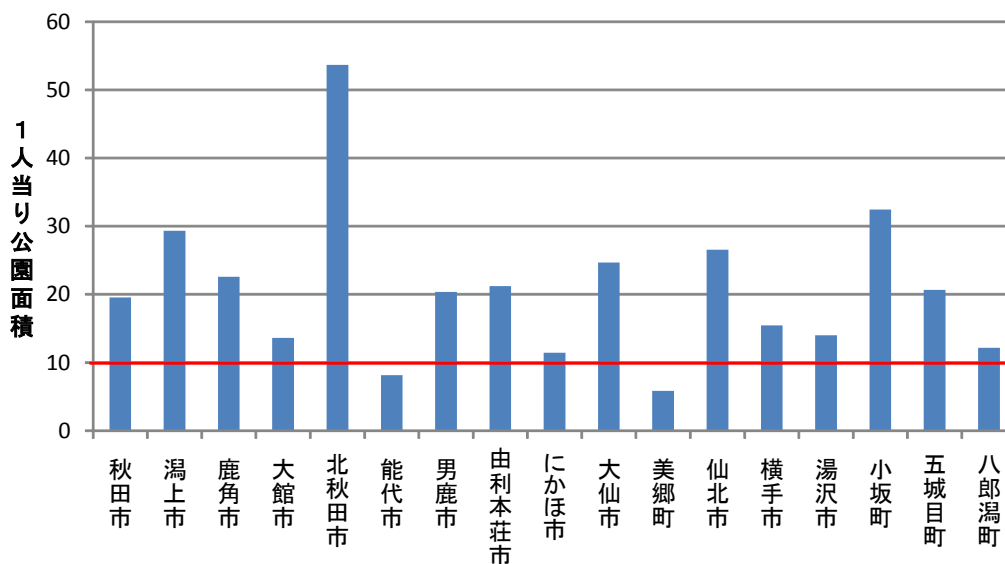
表－２ 都市別の公園整備状況

(平成 26 年 3 月 31 日現在)

都市名	人口 A(千人)		公園面積 B(ha)		1人当り公園面積 B/A(m ²)	
	都市計画区域	DID 区域	都市計画区域	DID 区域	都市計画区域	DID 区域
秋田市	313	255	611.62	221.01	19.54	8.67
潟上市	22	-	64.53	-	29.33	-
鹿角市	33	-	74.48	-	22.57	-
大館市	64	24	87.13	22.08	13.61	9.20
北秋田市	24	6	128.83	0.47	53.68	0.78
能代市	50	20	40.77	19.43	8.15	9.72
男鹿市	24	-	48.85	-	20.35	-
由利本荘市	42	19	89.12	55.93	21.22	29.44
にかほ市	18	6	20.60	1.22	11.44	2.03
大仙市	54	17	133.18	75.54	24.66	44.44
美郷町	5	-	2.93	-	5.86	-
仙北市	15	-	39.84	-	26.56	-
横手市	87	13	134.48	56.07	15.46	43.13
湯沢市	28	10	39.24	20.16	14.01	20.16
小坂町	4	-	12.98	-	32.45	-
五城目町	6	-	12.41	-	20.68	-
八郎潟町	6	-	7.31	-	12.18	-

※ 都市公園法施行令によれば、住民一人当たりの敷地面積の標準は、10m²以上とされている

一人当り公園面積 B/A (m²)



図－２ 都市別の公園整備状況

2) 未着手となっている都市計画公園・緑地の状況 (都市計画決定年代別)

表－3において、未着手となっている都市計画公園・緑地について、都市計画決定年代別に集計したところ、決定から20年以上経過した面積は、約2,230haとなっており、割合では99%を占めている。

表－3 都市計画公園・緑地の都市計画決定年代別の状況（平成27年4月1日現在）

都市計画決定年 (当初)	都市計画決定面積 (ha)		未着手となっている 都市計画公園・緑地面積(ha)			
		構成比	区域の一部未着手	区域の全体未着手	構成比	
～昭和29年	128.40	4,099.9	94.2%	1,909.64	317.02	99%
昭和30年～昭和39年	344.48					
昭和40年～昭和49年	873.94					
昭和50年～昭和59年	2,114.27					
昭和60年～平成6年	638.81					
平成7年～平成16年	228.62	252.95	5.8%	13.60	2.30	1%
平成17年～	24.33			10.20	0.53	
合計		4,352.85	100%	1,933.44	319.85	100%

3) 未着手となっている都市計画公園・緑地の状況 (種別・規模別)

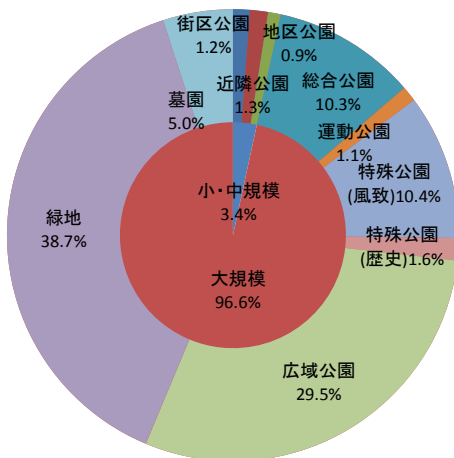
表－4において、都市計画決定後未着手となっている都市計画公園・緑地の面積約2,250haについて、公園種別毎に分類したところ、緑地、広域公園、特殊公園(風致)、総合公園といった大規模な公園・緑地の占める割合が高い。

また、箇所数での分類では、街区公園、近隣公園といった小規模な公園の占める割合が高いが、総合公園においても11%を占めている。

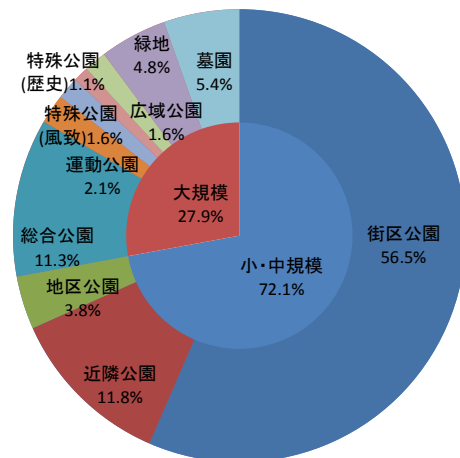
表－４ 種別・規模別の未着手となっている都市計画公園・緑地の内訳

(平成 26 年 4 月 1 日現在)

規模別	種別	計画決定			未着手となっている都市計画公園・緑地			
		面積 (ha)	箇所数	平均面積 (ha)	面積		箇所数	
					(ha)	構成比		構成比
小・中規模な公園・緑地	街区公園	105.02	425	0.3	27.23	1.2%	105	56.5%
	近隣公園	77.34	37	2.1	29.24	1.3%	22	11.8%
	地区公園	163.11	25	6.5	21.22	0.9%	7	3.8%
	広場	0.08	1	0.1	—	—	—	—
大規模な公園・緑地	総合公園	1,017.80	25	40.7	231.20	10.3%	21	11.3%
	運動公園	220.57	8	27.6	24.05	1.1%	4	2.1%
	特殊公園(風致)	234.90	3	78.3	234.90	10.4%	3	1.6%
	特殊公園(歴史)	39.70	2	19.9	36.86	1.6%	2	1.1%
	広域公園	954.50	3	318.2	664.60	29.5%	3	1.6%
	緑地	1,346.19	17	79.2	872.40	38.7%	9	4.8%
	墓園	193.64	11	17.6	111.59	5.0%	10	5.4%
		4,352.85	557		2,253.29	100%	186	100%



図－３ 面積構成比



図－４ 箇所数構成比

4) まとめ

- ・県内で未着手となっている都市計画公園・緑地の面積約 2,250ha のうち、約 99 %にあたる約 2,230ha が都市計画決定後 20 年以上経過した長期未着手となっている。
- ・未着手となっている都市計画公園・緑地について、面積ベースで見ると、緑地、広域公園等の大規模な公園・緑地の割合が大方を占めている。また、箇所数ベースで見ると、街区公園の割合が過半を占めている。
- ・このような状況から、都市計画公園・緑地の見直しについては、種別や規模に関わらず見直し対象とする必要がある。

(4) 長期未着手の原因と課題

1) 長期未着手となっている原因と課題

都市公園・緑地の見直しに向けた検討資料とするため、未着手の公園・緑地各箇所の原因を整理する。

表－5 長期未着手の原因と課題（一覧）

長期未着手の原因と課題	
①財政事情	<ul style="list-style-type: none">・宅地等が存在して、用地補償費が膨大になることから、整備の見通しが立たない。・限られた財源の中で、優先順位の高い公園・緑地から整備を進めているため、優先順位の低い公園・緑地は未着手となっている。
②地権者等の合意形成	<ul style="list-style-type: none">・地権者等の合意形成が図られず、整備の見通しが立たない。
③技術的な課題等	<ul style="list-style-type: none">・区域内に地すべり層が存在するなど、技術的に検討が必要となっている。・区域内において斜面等があるなど、地形上の制約があり整備が困難となっている。
④関連事業との調整	<ul style="list-style-type: none">・土地区画整理事業の区域内に存する公園など、全体事業の進捗の遅れが影響し、事業実施が見送られている。
⑤部分開設	<ul style="list-style-type: none">・公園整備を順次整備し開設することとしていたが、部分的な開設により当該公園・緑地機能が充足されている。
⑥類似機能の存在	<ul style="list-style-type: none">・近傍において、都市計画決定されていない都市公園・緑地が整備されているなど、都市計画公園・緑地機能の一部が確保されている。
⑦河川区域等の公共空地の存在	<ul style="list-style-type: none">・河川区域、保安林区域など現状のままでも、公園・緑地の機能の一部が確保されている。
⑧その他	()

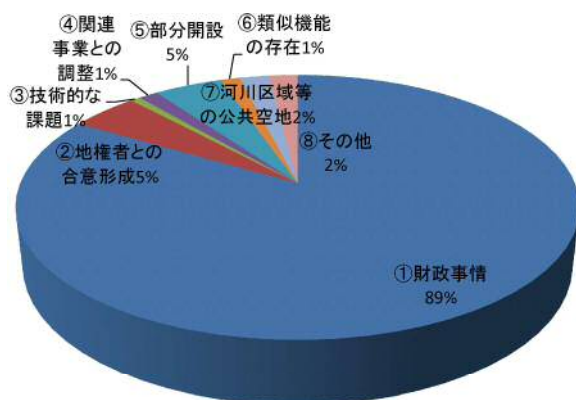
2) 長期未着手となっている原因と課題の整理（規模別）

県内の長期未着手となっている都市計画公園・緑地の原因と課題について、規模別に整理した。（長期未着手箇所のうち、整備見通しがある箇所を除いた142箇所）

表－6 長期未着手となっている都市計画公園・緑地の原因と課題＜重複回答あり＞

規模別	調査 施設数 (整備見通しなし)	①財政事 情	②地権者 との合意 形成	③技術的 な課題	④関連事 業との調 整	⑤部分開 設	⑥類似機 能の存在	⑦河川区 域等の公 共空地	⑧その他
小規模な 公園・緑地	118	105 (90%)	4 (3.4%)	1 (1%)	2 (1.7%)	6 (5.1%)	2 (1.7%)	3 (2.5%)	3 (2.5%)
大規模な 公園・緑地	24	21 (88%)	3 (13%)	0	0	1 (4.1%)	0	0	0
合計	142	126 (89%)	7 (5%)	1 (1%)	2 (1.4%)	7 (5%)	2 (1.4%)	3 (2%)	3 (2%)

※規模別については、表－4による区分とする。



図－5 原因構成比

3) まとめ

長期未着手となっている原因と課題の約9割が、財政事業によるものとなっている。また、地権者との合意形成と部分開設による機能充足が各々5%程度となっている。

(5) 見直しに関する基本方針

1) 見直し対象区域の選定

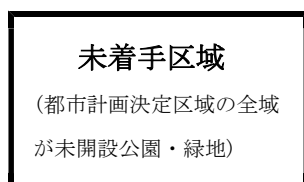
- ①都市計画決定後10年以上が経過し、事業に着手していない区域
- ②上記①のうち、未着手区域が公有地の公園・緑地は除く
(基本的に未着手区域が民有地の公園・緑地を対象)

※都市計画決定後10年以上とした理由

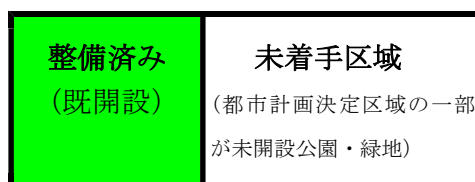
都市計画区域マスタープランにおいては、都市施設については優先的に概ね10年以内に整備するものを整備の目標として示すことが望ましいとされていることから、都市計画後10年以上が経過し、事業着手していない施設は、その理由を明確にする必要がある。

※未着手公園等の定義

◆未着手公園・緑地とは



◆未完成公園・緑地とは



(6) 公園・緑地区域の見直し評価方法

1) 見直し評価における基本的視点

①必要性の評価

- ・都市計画決定理由の検証
(都市計画決定当時と現状との適合性を検証する)
- ・上位計画等での位置付けの有無
(市町総合計画、区域マスタープラン、都市マスタープラン等の位置付けを評価する)
- ・公園・緑地の配置状況等
(都市公園の充足状況、公園機能の充足状況を評価する)

②代替性の評価

- ・代替となる公園・緑地等の配置状況
(代替公園の状況、代替機能の充足状況を評価する)

③実現性の評価

- ・実現性の評価
(用地補償関係や技術的課題、事業見通しを評価する)

④全体での評価

- ・全体評価(上記①から③までの項目について、全体を見渡し評価する)

2) 見直し検討フロー

ステップ1 見直し対象区域の選定

- ・都市計画決定後10年以上が経過し、事業に着手していない区域
(上記のうち、未着手区域が公有地の公園・緑地は除く)

ステップ2 都市計画決定理由の検証

- ・都市計画決定当時と現状との適合性を検証

ステップ3 上位計画等での位置付けの有無

- ・市町総合計画、区域マスタープラン、都市マスタープラン等の位置付けを評価
(総合計画、区域マスタープラン、都市マスタープラン、緑の基本計画、景観計画、
地域防災計画、その他関連計画)

ステップ4 公園・緑地の配置状況等

- ・都市公園の充足状況(目標、現状)
- ・公園機能の充足状況
(防災機能、環境機能、景観機能、地域要望)

ステップ5 代替となる公園・緑地等の配置状況

- ・代替面積の状況(面積、既存施設等、計画公園との距離)
- ・代替機能の充足状況
(防災機能、環境機能、景観機能、利用状況)

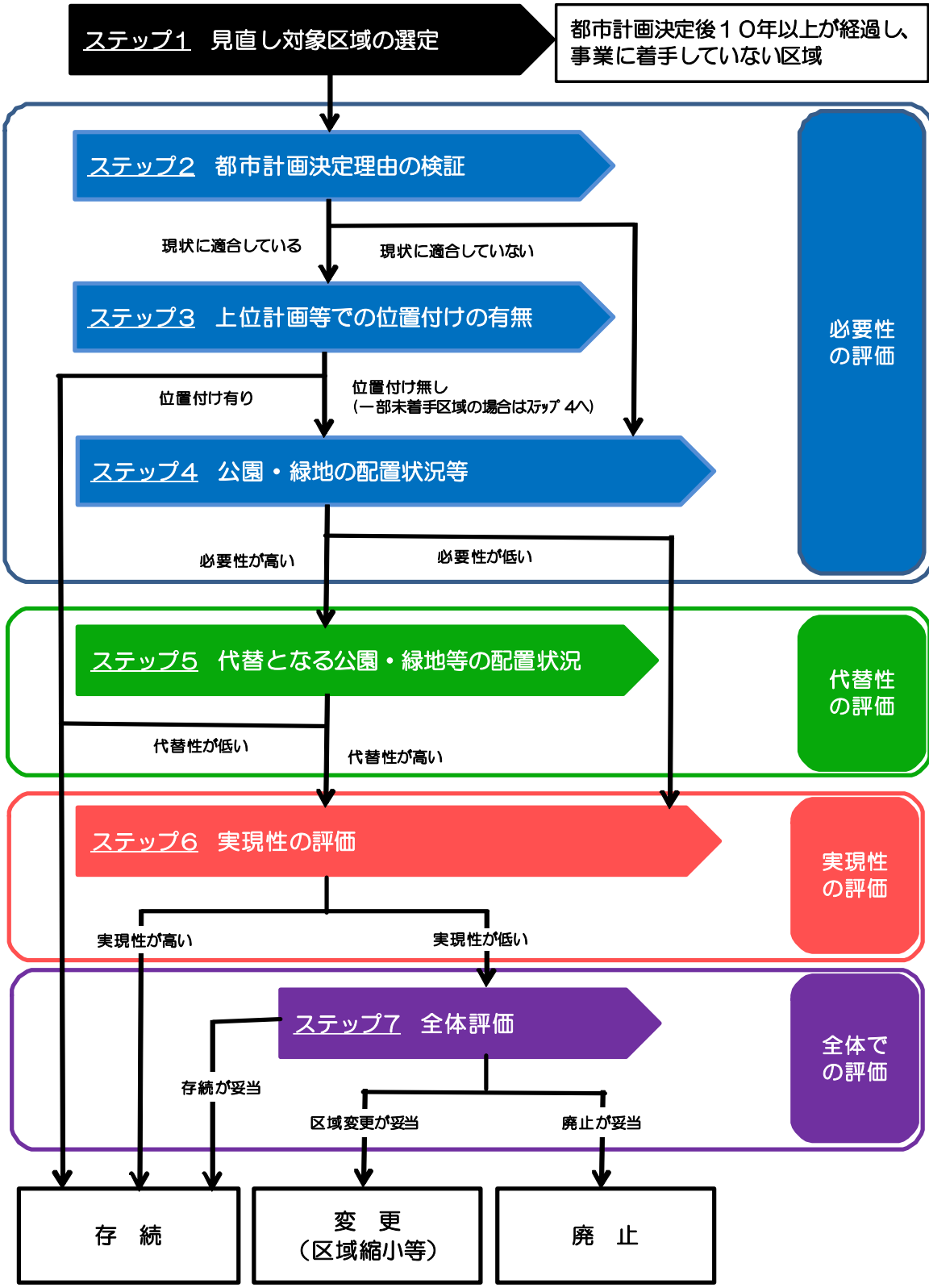
ステップ6 実現性の評価

- ・用地補償関係(建物の立地状況、用地買収)
- ・技術的課題(地形状況等)
- ・事業見通し(財政状況)

ステップ7 全体評価

- ・各ステップの評価を全体を見渡して、存続、変更、廃止を選択する。
- ・全体評価の理由を簡潔に整理する。

都市計画公園・緑地の見直し検討フロー



3) 見直し対象公園等の評価

①ステップ1 見直し対象区域の選定

- ・都市計画決定後10年以上が経過し、事業に着手していない区域を見直し対象区域として選定する。

◆ステップ1 見直し対象公園の諸元

公園名称		用途地域	
公園種別		土地利用規制	
計画決定年月日(当初)		現況の土地利用	
計画決定年月日(最終変更)		市街地状況	
計画面積		建築制限の状況	
開設面積		公園・緑地の目標値	
事業認可面積			
未着手面積			
誘致圏域内人口		誘致圏域内の類似の社会資本	
誘致圏域内将来人口			
誘致圏域の高齢化率等			
その他			

- ・評価を進めるにあたり、諸元として、対象公園・緑地の基礎情報等について整理する。
- ・対象公園・緑地の計画面積や開設面積、土地利用規制等の基礎情報を整理する。
- ・公園の目標値について、上位計画等で目標値が定められている場合はその数値を記載し、特に位置付けがなければ、都市公園法施行令で示されている目標値「10m²/人」を記載する。
- ・また、公園種別ごとの誘致圏域内人口については、都市計画運用指針等に示されている配置の考え方から、誘致圏域内人口や将来人口、高齢化等を記載する。
- ・緑地等については、上位計画等で目標値が定められている場合はその数値を記載する。
- ・ステップ4からステップ6までは、1項目2点というような配点としているが、配点の有無や配点方法については市町が重要度に応じて個々に定めるものとする。

表-7 公園の配置の考え方

種別	配置の考え方
街区公園	誘致距離 250m を標準
近隣公園	誘致距離 500m を標準
地区公園	誘致距離 1km を標準
総合公園	原則として、一の市町村の区域を対象として住民が容易に利用できる位置に配置
運動公園	原則として、一の市町村の区域を対象として住民が容易に利用できる位置に配置
特殊公園(風致)	樹林地,湖沼,海浜等の良好な自然的環境を形成する土地を選定して支援
特殊公園(歴史)	遺跡,庭園,建築物等の文化的遺産の存する土地若しくはその復元,展示等に適した土地又は歴史的意義を有する土地を選択して配置
広域公園	一の市町村の区域を超える広域の圏域を対象として,交通の利便の良い土地に配置

②ステップ2 都市計画決定理由の検証

◆ステップ2 都市計画決定理由の検証

都市計画決定理由(当初又は変更時)	総合評価
	適合している
現状との適合性の有無 (コメント)	適合していない

- ・都市計画決定理由（当初又は変更時）の理由を記載し、現状に適合しているかどうかを検証する。
- ・なお、現状に適合していない場合、ステップ3を省略し、ステップ4以降の評価を実施する。

③ステップ3 上位計画等での位置付けの有無

◆ステップ3 上位計画等での位置付けの有無(一部未着手区域の場合は、ステップ4以降の評価を実施)

上位計画等	位置付け		記載内容	総合評価
市町総合計画	有	無		位置付け 有り 位置付け 無し
都市計画区域マスタープラン	有	無		
市町都市計画マスタープラン	有	無		
市町緑の基本計画	有	無		
市町景観計画	有	無		
地域防災計画	有	無		
その他関連計画	有	無		

- ・市町総合計画、都市計画区域マスタープラン、市町都市計画マスタープラン、市町緑の基本計画等の上位計画で、対象公園・緑地が個別に位置付けされているかどうかを確認する。
- ・1つでも位置付けがあれば総合評価の位置付け有りを選び、その場合は「存続」とする。
- ・なお、位置付けがなく、一部未着手区域の場合は、ステップ3を省略し、ステップ4以降の評価を実施する。

④ステップ4 公園・緑地の配置状況等

◆ステップ4 公園・緑地の配置状況等(一部未着手区域の場合は、下段朱書きの内容で評価)

評価項目	内容	評価		配点	総合評価	配点
		必要性 高い	必要性 低い			
都市公園の充足状況 (1人当たり公園面積)	目標: (充足の有無) 現状:	無	有	/2	必要性が 高い	/18
防災機能	住民の避難地として位置付けられているか(住民へ周知)	有	無	/4		
	住民の避難地として充足されているか(整備が必要か)	有	無			
	周辺に木造住宅密集地域など、避難困難地域に配置された公園・緑地か 避難困難地域に配置された公園・緑地として充足されているか(整備が必要か)	有	無			
環境機能	公園・緑地整備により、自然環境、歴史的資源の保全の必要性があるか	有	無	/4		
	未着手区域の整備により、自然環境、歴史的資源の保全の必要性があるか	有	無			
	公園・緑地整備により、騒音等から生活環境を保護する必要性があるか	有	無			
景観機能	未着手区域の整備により、騒音等から生活環境を保護する必要性があるか	有	無	/4		
	地域の景観向上のために重要な役割を担う公園・緑地か(役割の有無)	有	無			
	地域の景観向上に重要な区域であり、未着手区域の整備が必要か 公園・緑地区域内に地域の景観上重要な建造物・樹木等があるか 未着手区域内に地域の景観上重要な建造物・樹木等があるか	有	無			
地域要望	近隣住民の遊び場や健康増進等、地域の需要に応えられるか(住民要望の有無)	有	無	/4		
	遊び場や健康増進等のため、未着手区域の整備の必要性があるか	有	無			
	地域住民の交流の場として寄与するか(住民要望の有無) 地域住民の交流の場として、未着手区域の整備の必要性はあるか	有	無			

- ・充足状況の目標については、ステップ1と同様に記載し、合わせて現状も記載する。
- ・全部未着手の場合は上段青書き、一部未着手の場合は下段朱書きの内容で必要性を評価し、評価項目の過半で必要性が高い場合は、総合評価でも必要性が高いを選択する。
- ・なお、必要性が低い場合、ステップ5を省略し、ステップ6以降の評価を実施する。

⑤ステップ5 代替となる公園・緑地の配置状況

◆ステップ5 代替となる公園・緑地の配置状況

評価項目	内容	評価		配点	総合評価	配点	
		代替性 低い	代替性 高い				
代替公園・緑地の状況	面積: 既存施設等: 計画公園・緑地との距離:	—	—	—	代替性が 高い	/16	
代替機能の 充足状況	防災機能	住民の避難地として位置付けられているか(住民へ周知)	無	有			/4
	周辺に木造住宅密集地域など、避難困難地域に配置されているか	無	有				
	環境機能	自然環境、歴史的資源の保全機能を有するか	無	有			/4
	騒音、大気汚染等から生活環境を保護する機能を有するか	無	有				
景観機能	地域の景観向上のために重要な役割を担っているか	無	有	/4			
区域内に地域の景観上重要な建造物・樹木等があるか	無	有					
利用状況	近隣住民の遊び場や健康増進等の役割を担っているか	無	有	/4			
地域住民の交流の場としての役割を担っているか	無	有					

- ・代替公園の面積、既存施設、対象となる公園・緑地との距離等を記載する。
- ・各項目で代替機能の充足状況の評価し、評価項目の過半で代替性が高い場合は、総合評価でも代替性が高いを選択する。
- ・なお、代替性が低い場合、「存続」とする。

⑥ステップ6 実現性の評価

◆ステップ6 実現性の評価

評価項目	内容	評価		配点	総合評価	配点	
		実現性 高い	実現性 低い				
用地補償関係	建物の立地状況	公園区域内に既存建物の移転補償があるか (参考:〇〇戸)	無	有	/2	実現性が 高い	/8
	用地買収	共有地など権利取得に時間を要する土地があるか	無	有	/2		
技術的課題	地形状況等	地形的条件(傾斜等)や土地利用条件(接道等)など、公園整備が困難な要素があるか	無	有	/2	実現性が 低い	
事業見通し	財政状況	今後10年以内に事業化の見込みがあるか	有	無	/2		

- ・用地補償関係や技術的課題、事業見通しを評価し、評価項目の過半で実現性が高い場合は、総合評価でも実現性が高いを選択する。
- ・なお、実現性が高い場合、「存続」とする。

⑥ステップ7 全体評価

◆ステップ7 全体評価(ステップ2から6までの総合評価を踏まえた評価)

各ステップの内容	総合評価内容	評価、配点	全体評価
ステップ2 都市計画決定理由の適合の有無		有 無	存続
ステップ3 上位計画等での位置付けの有無		有 無	
ステップ4 公園・緑地の配置状況等		/18	変更 (区域縮小等)
ステップ5 代替となる公園・緑地等の配置状況		/16	廃止
ステップ6 実現性の評価		/8	

◆全体評価理由

存続、変更、廃止の理由

--

- ・ステップ2からステップ6までの総合評価及び点数を記載し、その上で「存続」、「変更(区域縮小等)」、「廃止」の全体評価を実施する。
- ・また、存続、変更、廃止の理由を全体評価理由として記載する。

(7) 本ガイドラインの運用について

1) 見直しに係る留意点

- ・一の市町村の区域を超える広域の圏域を対象とする広域公園等については、隣接市町及び県と協議の上、方向性を検討する。
- ・廃止・変更候補となった公園・緑地については、住民に対する説明責任の達成と合意形成を図るため、変更理由を明確にすると同時に、個別課題の解消方策を検討し、速やかに都市計画変更の手続きに移行することが望ましい。

2) 内容の充実

- ・具体的見通し状況や市町等からの意見を踏まえ、今後もより内容の充実を図ることとする。

(8) 参考

1) 検討経緯

本ガイドライン（案）は、県と都市計画を有する関係市町とで構成する勉強会において検討を進め、取りまとめたものである。

①勉強会メンバー

○市町

鹿角市	建設部	都市整備課
小坂町		建設課
大館市	建設部	都市計画課、まちづくり推進室
北秋田市	建設部	都市計画課
能代市	都市整備部	都市整備課
秋田市	都市整備部	都市計画課
潟上市	産業建設部	都市建設課
男鹿市	産業建設部	建設課
八郎潟町		建設課
五城目町		建設課
由利本荘市	建設部	都市計画課
にかほ市	農林水産建設部	建設課
大仙市	建設部	都市管理課
仙北市	建設部	都市整備課
美郷町		建設課
横手市	建設部	都市計画課
湯沢市	建設部	都市計画課

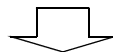
○県

秋田県	建設部	都市計画課
-----	-----	-------

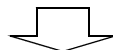
②検討の経緯

平成26年度

- ・他県等の取組状況の整理
- ・本県における現状の整理
- ・長期未着手の原因と課題を類型化

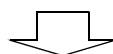


- ・秋田県都市計画公園・緑地見直しガイドライン（素案）の作成

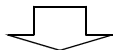


平成27年度

- ・各市町でケーススタディを実施



- ・内容の精査



- ・秋田県都市計画公園・緑地見直しガイドライン（案）の作成

2) 評価カルテ

別紙に評価カルテを示す。